条例公布第３号

宇和島地区広域事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年３月３日

宇和島地区広域事務組合
組合長　岡原文彰

宇和島地区広域事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

（宇和島地区広域事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例）

宇和島地区広域事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例（平成12年条例第１号）の一部を次のように改正する

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（手当の種類） 第４条　特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 （１）　救急業務手当 （２）　特定行為手当 （特殊勤務手当の支給方法） 第７条　（略） （委任） 第８条　（略）	（手当の種類） 第４条　特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 （１）　救急業務手当 （２）　特定行為手当 （３）　災害応援派遣手当 （災害応援派遣手当） 第７条　災害応援派遣手当は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条に規定する消防相互応援協定に基づき、災害が発生した市町村に派遣された消防吏員又は同法第45条第１項に規定する緊急消防援助隊に派遣された消防吏員に対して１日につき、2,160円を支給する。 （特殊勤務手当の支給方法） 第８条　（略） （委任） 第９条　（略）

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。